

令和2年10月27日

生研支援センターの競争的研究資金に関する応募前研修



研究計画に当たって知財の留意すべき事項 —知的財産の取扱いについて—

生物系特定産業技術研究支援センター

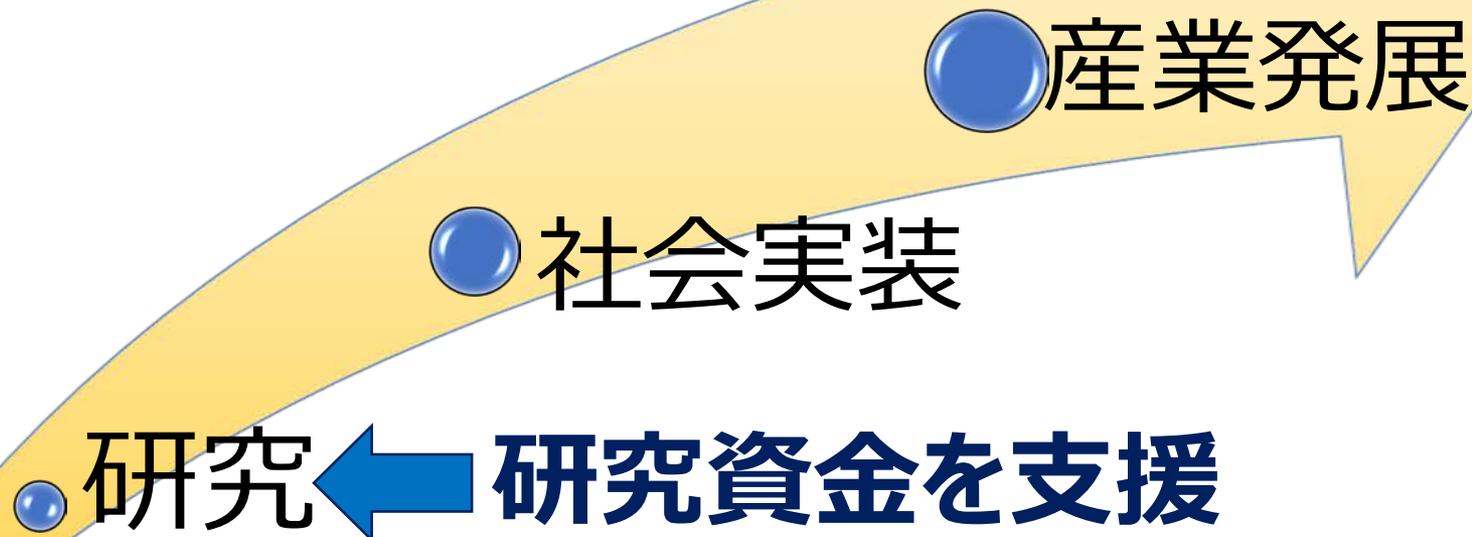
民間、大学、独立行政法人等の研究勢力を集結し、産学官連携の拠点として、基礎から応用・実用化までの研究開発を強力に支援します。

生研支援センター
新技術開発部企画課
樋口 有紀子

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です

(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

委託研究に期待すること



**研究成果（知的財産）の
マネジメント・活用が重要**

1. 知的財産とは

2. 委託研究事業における 知的財産の取り扱い 応募に際しての留意事項

1. 知的財産とは

2. 委託研究資金における 知的財産の取り扱い 応募に際しての留意事項

1-1. 知的財産権の種類

法律	保護対象	保護期間
😊 特許法	発明 (特許権)	出願から20年(一部権利は最長25年まで延長可能)
実用新案法	考案 (実用新案権)	出願から10年
意匠法	デザイン (意匠権)	登録から20年※
😊 種苗法	植物の新品種 (育成者権)	登録から25年 (樹木30年)
半導体集積回路の回路配置に関する法律	半導体集積回路の回路配置 (回路配置利用権)	登録から10年
😊 著作権法	著作物 (著作権)	死後(公表後) 70年
不正競争防止法	営業秘密 (営業秘密に関する権利) 商品等表示 (商品表示に関する権利)	保護要件を満たす限り 無期限
商標法	商品・役務 (サービス) に使用する商標に蓄積された信用 (商標権)	登録から10年 (更新可能)
商法	商号 (商号に関する権利)	

○特許権、実用新案権、意匠権、商標権を総称して、産業財産権という。

※令和元年5月17日法律第3号により、意匠権の存続期間が登録日から20年から出願日から25年に変更されることとなった。

1-2. 特許権

特許権：「発明」を保護

発明：①「物」 ②「方法」 ③「物を生産する方法」

【**自然法則**を利用した**技術的思想の創作**のうち高度のもの】

- ・出願書類提出先：特許庁
- ・出願は権利の保護を受けたい国ごとに行う
- ・発明の内容は全世界に公開される

(要件)

新規性 = 新しい発明（判断時期：出願時、判断地域：全世界）

進歩性 = 従来より優れた技術

先願主義 = 一番最初に出願した発明

※この他、産業上利用可能性、公序良俗に反しない、公衆衛生を害さない

(効果)

- ・**一定期間独占的に実施**できる権利（自己実施、実施許諾）
- ・侵害されたとき：差止請求、損害賠償請求、刑事罰

1-3. 特許出願の種類

国内出願：日本国特許庁に手続き

国外出願（国際出願）

◆パリルート：各国の特許庁に手続き

※工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく出願

◆PCTルート：PCT出願を受付ける事務局に手続き

※日本国特許庁に事務局の窓口である“受理官庁”が設置されているため、手続き書類は日本国特許庁に提出可



1-4. 海外への特許出願

◎ PCT国際出願（特許協力条約に基づく国際出願）

【特徴・メリット】

- ◆日本の特許庁を経由で手続きで国際出願ができる（日本語でできるため簡便）
- ◆基礎となる出願（優先権主張する出願）の出願日から30ヶ月以内に希望する外国の特許庁への手続きをする
- ◆「調査報告書」が発行されるので、新規性・進歩性の世界的判断がわかる⇒結果がよくない場合：補正する・外国への手続きを見送る



1-5. 育成者権

育成者権：「植物の品種」を保護

【**重要な形質に係る特性**の全部又は一部によって**他の植物体の集合と区別**することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合】

- ・申請先：農林水産省
- ・登録は権利を取得したい国ごとに行う
- ・品種の概要は全世界に公開される

(要件)

区別性、均一性、安定性、未譲渡性、名称の適切性

(効果)

- ・登録品種の「種苗」「収穫物」「加工品」を**一定期間独占的に実施**できる（自己実施、実施許諾）
- ・侵害されたとき：差止請求、損害賠償請求、刑事罰

1-6. 著作権

著作権：「著作物」を保護

【**思想または感情を創作的に表現したものである**、文芸、学術美術
または音楽の範囲に属するもの】

- ・申請先：文化庁
：ソフトウェア情報センター
（プログラムの著作物のみ）
- ・申請し、反証されなければ申請日が登録日

（プログラムの著作物の例）

題名：気象条件を利用した圃場水管理スケジュールを作成するプログラム

内容：圃場において、気象情報を取り入れて水田の水管理をする
プログラム

1. 知的財産とは

2. 委託研究資金における 知的財産の取り扱い 応募に際しての留意事項

研究成果の実用化・事業化を目指し、
出口戦略を見据えて研究開発を実施する

◆オープン・クローズ戦略

事業化する上で自らの競争力の源泉となる領域（コア領域）を秘匿等するとともに（クローズ）、コア領域以外については、他者に利用させる（オープン）ことで事業規模の拡大を図ることを狙いとした知的財産の公開・秘匿、権利化を使い分ける戦略のこと

オープン ⇒ 公知化、知財権の実施許諾、無償実施、標準化 等

クローズ ⇒ 秘匿化（ノウハウ）、知財権の独占実施 等

研究成果（≡知財）毎に戦略に照らして扱い方針を決定

◆自己実施・ライセンスアウト

自己実施

文字通り取得した権利を自分たちで利用（市場を独占）

ライセンスアウト

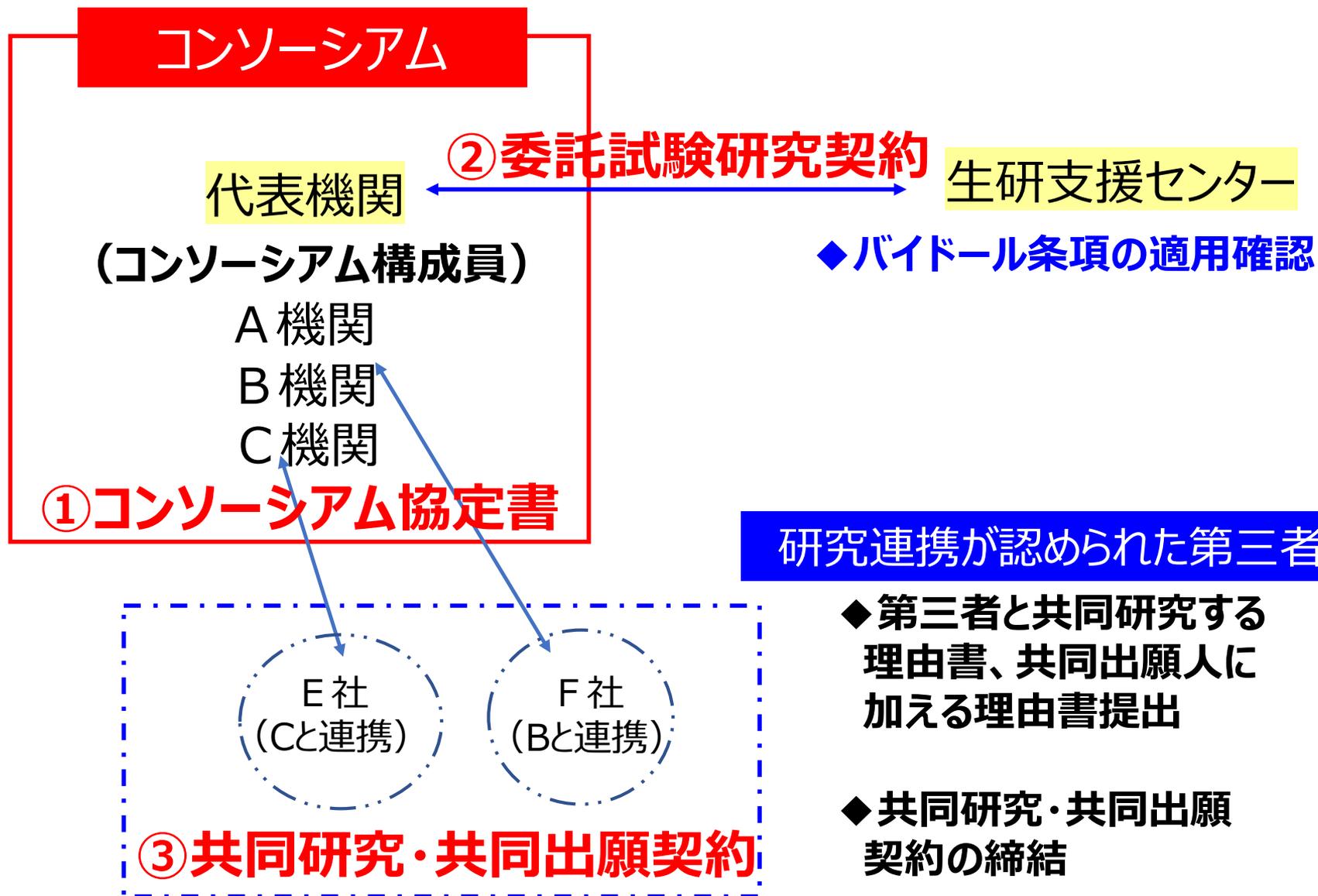
自社で取得した特許権やノウハウ等の使用を他社に実施許諾するもしくは他社に売却

◆複数の知的財産の組合せ 特許＋意匠 など

文献調査（特許調査・論文等公知情報）により、
研究開始時から事業化や権利化を明確にする

1. 重複研究、重複投資（労力、時間、研究費）
の防止により効率的な研究が遂行できる
2. 特許侵害を回避する
3. 知財戦略や事業戦略検討の参考にできる

2-3. 知財に関する代表的な契約書



【原則】

コンソーシアムの構成員で研究を実施

【例外措置】

研究遂行上、コンソーシアム外の第三者と研究連携した方が成果が期待できる場合、コンソーシアム構成員の了解を条件に生研支援センターが認める場合あり。

(第三者への研究費配分、成果の単独発表・出願等は不可)

第三者との研究連携のメリットとデメリット

【メリット】

- ・第三者の保有技術活用により研究推進、社会実装が容易
- ・研究への参加自体を表向き伏せることが可能

【デメリット】

- ・情報ただ乗りの恐れ
- ・利益の不正供与と解釈される可能性

バイ・ドールとは？

受託者と委託者間で、委託研究で生じた知的財産を100%受託者に帰属させることができる条項。

目的：政府の資金による研究開発から生じた成果の事業化の促進

適用の条件

1. 国への報告義務

2. 公共の利益のために必要がある場合に、無償で国に実施許諾させる
3. 相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に実施許諾させる
4. 移転又は利用する権利の設定・移転の承諾にあたって、予め国の承認を受ける

※産業技術力強化法 第17条（平成31年4月1日改正）より

出願書類に国が委託した研究開発の成果
に係る特許出願であることを明記すること

日本版バイ・ドール規定の適用を受ける
特許権等出願の場合の記載例

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】

令和○年度、○○省、○○委託事業、**産業技術力強化
法第17条**の適用を受ける特許出願

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/bayh_dole_act.html

※特許法施行規則第23条第6項

産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十九条☆に規定する特定研究開発等成果に係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。

（☆不正競争防止法改正により、19条が17条に条ずれしている。）

2-6. 委託契約：報告義務

研究開始前

委託契約の締結

・「**確認書**」の提出

「知財合意書」、
「権利化等方針」

・バックグラウンド
知財の取扱

・フォアグラウンド
知財の取扱

研究中

- ・発明が生じたとき
- ・プログラムを創作したとき
- ・新品種を創出したとき

創作

- ・成果を自己実施したいとき
- ・成果を第三者へ実施許諾
したいとき

実施

・成果を公表したいとき

- ・権利を移転したいとき
- ・権利を放棄したいとき

手離す

研究終了後

当該研究から生じた成果に関しては、
権利終了まで報告する必要がある

2-7. 委託研究資金と知財関連費用

- ◆ 知的財産の出願・維持にかかる費用は、権利者が持ち分に応じて負担
- ◆ 委託研究資金の **“間接経費”** として、特許関連経費の一部を計上することが可能
 - ・当該委託事業で得られた成果の権利化に伴う費用
 - ・国内・外国出願に必要な経費で間接費用で計上可能な部分

調査

特許出願

審査請求

計上可能な
費用

特許庁指
令書対応

登録（許可
通知受領）

維持年金

2-8. 中小企業の特許費用減免措置 (SBIR) BRAIN

【管轄：中小企業庁】中小企業の経営支援のため、特許庁へ支払う費用が半額になります。

対象者：以下のいずれにも該当することが条件

- ◆「従業員数」又は「資本金額」の要件を満たしている会社
- ◆大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと

業種 ※これら以外にもあります	常時使用する 従業員数	資本金額又は 出資総額
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

減免措置の内容

○特許庁ホームページより

- ◆審査請求料を1/2に軽減
- ◆特許料（第1年分から第10年分）を1/2に軽減 など

2-9. 農林水産業における知的財産

農林水産省における知財戦略

基本的な考え方として、研究開発の推進にあたっては、
「農林水産業の現場等で活用されてこそその研究成果」

(「知的財産戦略2020」農林水産省 平成27年5月28日)



- ◆ 出口戦略と知財マネジメント・知財戦略の検討
- ◆ 委託研究開始前に保有していた知財（バックグラウンド知財），委託研究で得ようとしている知財（フォアグラウンド知財）の明確化
- ◆ バイ・ドール条項適用と知財合意書の検討

- ◆ **社会実装を目指した研究開発の提案と実現**
- ◆ 知的財産権は9種類あるので、知財の選定と知財戦略とマネジメントを検討
- ◆ 権利化された知的財産、事業全体を通して知財マネジメントを考える（コンソーシアム内の委員会を活用）
- ◆ コンソーシアム内での協定を適切に結ぶ
- ◆ 日本版バイ・ドール適用のための条件を確認
- ◆ 知的財産の手続きに係る費用は、一部について委託費で負担可能